

2010年5月12日

国際会計基準審議会御中

(社) 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「IAS37号における負債の測定」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、表記公開草案に対して意見書を提出する。日本証券アナリスト協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、23,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む14名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下IASB）や企業会計基準委員会（以下ASBJ）の公開草案に対して意見を表明するとともに、ASBJや金融庁と意見交換を行っている。

期待値モデルについて

はじめに、負債の測定に当って期待値を用いることの是非についてコメントしたい。公開草案がこの点についてコメントを求めていることは承知しているが、これは当公開草案の根幹に係わる問題であり、我々は2005年の公開草案にはコメントしていないので、あえて意見を述べる。これは我々が国際的な合意と秩序の形成に責任をもって寄与するために必要と考えるからである。

期待値モデルについての当研究会委員の意見は分かれたが、過半数の委員は期待値モデルへの一本化には反対である。このモデルは例えば貸し倒れのように多数の事象が生起する場合には有効であろう。一方、訴訟リスクのように生起事象数が限定され、かつ事象間の損失金額の格差が巨大である場合に、期待値が投資の意思決定に有用な情報をもたらすか疑問である。例えば、95%の確率で10CUの損失、5%の確率で100CUの損失という訴訟リスクの場合、期待値の14.5CUではなく、最頻値の10CUを引き当て、最大値が100CUであることを注記するのが最も有用な情報である。

少数の委員は、期待値モデルの方が経済的実態をよりよく表すと考えている。ただし、彼らも期待値算定の条件や、最頻値などの詳細な開示が必要という点で一致している。

以下、公開草案における個別の質問に意見を述べる。

質問1 全般的な定め

提案された測定の定めは、第36A項から第36F項に示されている。結論の根拠のBC2項からBC11項において、これらの提案に関する当審議会の根拠が説明されている。

第36A項から第36F項で提案されている要求事項を支持するか。支持しない場合、どの項に同意しないのか。またその理由は何か。

36A～36F項についての、当委員会の意見は分かれた。支持しないというメンバーの多く

は上記の期待値への一本化で指摘した問題点を挙げた。また、「合理的に支払う金額」の意味が本文では曖昧であるという指摘があった。質問1の表題は「全般的な定め」であるが、2005年公開草案の一部のみを再公開するという手法は、その後の経済状況やIFRSの採用状況を勘案するとデュープロセスとして適切ではなく、全体を再公開すべきであったという意見もあった。

支持を表明した委員は、36A～36F項は何をどう測定するかについて、十分に明快な規定であると考えている。

質問2 サービスを引き受けることにより履行される債務

IAS第37号の範囲に含まれる債務の中には、将来にサービスを引き受けることにより履行されるものがある。付録BのB8項は、このような債務を履行するために要する将来の流出を企業がどのように測定すべきかを明示している。同項は、関連する流出は、自らに代わってサービスを引き受けてもらうために、企業が契約相手に将来の時点で合理的に支払う金額であると提案している。

結論の根拠のBC19項からBC22項で、この提案に関する当審議会の論拠を説明している。B8項の提案を支持するか。支持しない場合、その理由は何か。

当委員会はB8項の提案を支持しない。自社で作業を行う場合の-marginは、キャッシュの裏付けがない。また市場が存在しない場合に-marginを計上することは、その金額を正確に見積もることも難しい。市場が存在しないために、企業が恣意的に操作することも可能である。提案されているモデルでは債務履行時に利益が発生するが、財務諸表利用者に追加的に有用な情報を与えるものではなく、むしろ誤解を与える。IASB提案はバランスシートにおける公正価値評価を目的にしているのかもしれないが、この提案によってバランスシートの情報価値が高まるとも思えない。自己創設暖簾を計上しないように、企業会計は自分で自分に利益を与える処理を容認すべきでない。

リスク調整 (B15～17項)

当委員会の大多数の委員は期待値を用いる以上、リスク調整の余地を残すのは不可欠であると考えている。例えば、50%で99CU、50%で101CU、期待値100CUという負債と、50%で1CU、50%で199CU、期待値100CUという負債を同じように評価するのは、投資家に誤解を与える可能性がある。とりわけ、後者の負債が大数の法則による分散が不可能な場合には、何らかの調整の余地が必要である。ただし、この調整が恣意的にならないように十分なガイダンスを提供する必要がある。

リスク調整を認めるべきでないとして述べた少数の委員は、合理的にリスク調整をする方法が無いことを理由にあげた。

以上